

「戦争立法」の閣議決定に断固抗議し撤回を求める声明

5月14日、安倍自・公政権は、日本を「海外で戦争する国」にするための集団的自衛権を具体化する内容を含む11本に及び戦争関連法案を、多数の国民の反対の声を無視し「閣議決定」する暴挙を行った。

こうした暴挙は、「立憲主義」を否定し日本国憲法を蹂躪する断じて許されない行為であり「戦争立法」の閣議決定に断固抗議し撤回を求める。

「戦争立法」は、自民党政府自身が、憲法9条のもとでは禁じられているとしてきた「戦闘地域」での軍事行動にも、自衛隊が参加できるようにするなど、今まで「非戦闘地域」に限定されていた「歯止め」をいっさい取り払うものである。

重大なことは、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、アメリカの戦争に参戦する「集団的自衛権」を発動する体制が作られることである。

安倍首相のいう「積極的平和主義」は、「平和」とは正反対に、アメリカが先制攻撃して引き起こした侵略戦争であっても、政府の勝手な判断で自衛隊を「戦闘地域」で米軍を支援し「殺し殺される」ことになり、まさに「戦争立法」は、アメリカが世界のどこで、どんな戦争をしても、いつでも自衛隊が軍事支援する体制を一挙につくろうとするものである。

一片の「閣議決定」でもって憲法解釈をくつがえす安倍首相の行為は、憲法の前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し」「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と宣言した憲法の理念に反するものであり、明らかに憲法違反であることは明白である。

通信労組は、憲法に違反する「戦争立法」の閣議決定に断固抗議し即時撤回を求めるとともに、「千代田丸事件」を繰り返さない国民のための情報通信と平和憲法を守るためにあらゆる努力を行なうことを決意する。

2015年5月16日

通信産業労働組合